

株式会社アール・ディエンジニアリング等への 措置命令の発令等について

本日(平成20年5月28日)、株式会社アール・ディエンジニアリング社および同社元代表取締役 佐野正 に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5の規定に基づき、措置命令を発令しましたのでお知らせします。

今回の措置命令は、株式会社アール・ディエンジニアリングが法に定める産業廃棄物処理基準に従わない処理を行ったことから、生活環境保全上の支障が生じまたは生じるおそれがあると認められるため、期限を定めて、その支障の除去を命じるものです。

1. 措置対象の場所

滋賀県栗東市小野7番地1ほか33筆に設置された産業廃棄物最終処分場

[PDF](#) [「位置図」](#)(PDF: 1,172KB)

2. 措置事項

- 上記1の場所から、埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。
- 上記1の場所の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。
- 上記1の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。
- 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

3. 着手期限及び履行期限

- 着手期限 平成20年(2008年)7月28日
- 履行期限 平成23年(2011年)9月27日

4. 命令を行う理由

(1) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、法面が一部覆土されておらず、また急勾配になっており、**法面の崩壊等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある**。また、処分場内に覆土が実施されていない区域があり、**表面浸食等により埋立廃棄物等が飛散流出するおそれがある**。このことについては、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

(2) 上記1の場所において行った産業廃棄物の埋立処分について、**安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が埋立てされていることは、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、浸透水の汚染が認められる**。また、**汚染された浸透水が周辺地下水に汚染を生じさせるなどの周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため**。

(3) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、硫化水素ガス等の高濃度の発生が認められ、**悪臭による支障が生じるおそれがあることについては、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺環境保全上の支障が生じるおそれがあるため**。

(4) 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉について、一部損壊して完全に密閉されておらず、また今後のさらなる老朽化等により、残存、付着している**燃え殻及びばいじんが飛散流出するおそれがあること**については、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

5.産業廃棄物処理施設の許可の取消しについて

今回の処分場全域を対象とする措置命令により、今後の当該区域からの生活環境保全上の支障に対する責任関係が明確化することと、株式会社アール・ディエンジニアリングが平成18年6月に破産手続が開始され、今般、破産管財人から法に基づく「**欠格要件 *1**」に該当することとなった届出 ***2**」が提出されたため、本日あわせて産業廃棄物処理施設の許可の取消しを行った。

[取消しを行った施設]

栗東市小野7番地1ほか(許可年月日:昭和60年6月)、および、同市小野14番地1ほか(許可年月日:平成6年9月)に許可されている安定型最終処分場2施設(上記1の措置対象地における処分場)

*1 「欠格要件」

申請者の能力が的確かつ継続して行うに足りるものとして法に規定された基準で、禁錮以上の刑、環境関連法違反による罰金以上の刑、許可取消し処分等から5年以内などは、認められない。**本事案の欠格要件は破産**。(参照:法第7条第5項第4号)

*2 「届出」

欠格要件に該当することとなった者は、知事にその旨を届け出なければならないとする規定。(参照:法第9条第6項)

関連リンク

[RD最終処分場問題対策委員会](#)

[RD最終処分場問題行政対応検証委員会](#)

[最終処分場特別対策室](#)

Copyright© Shiga Prefecture. All rights reserved.